



除雪が困難な方を 支援します

令和元年度除雪支援実績

地区	巡回 実施回数	除雪作業 実施回数
鬼志別	57	7
知来別	15	0
浜鬼志別	12	2
浜猿払	16	0
浅茅野	12	0
小石	30	3
芦野	6	1
猿払	12	0

巡回…積雪の状況を見て回ること

☎ 212119
 ■ 消防署猿払支署
 生活安全対策係

冬期間、消防署猿払支署では対象者へ避難口2方向確保を目的とした降雪防止等の除雪支援を実施しています。対象となる方は、自助・共助（互助）による除雪が困難な世帯で、消防、地域包括支援センター、保健福祉課、社会福祉協議会の協議により決定しました。

また、昨年度同様、支援の相談や依頼をしやすいことを目的に「除雪支援認定証」を発行し、対象に選ばれた方に配布しています。対象となった方は消防まで気兼ねなくご連絡ください。よろしくお願いします。

「自助」とは、災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ることです。この中には家族も含まれます。「共助」とは、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うことをいいます。

そして、市町村や消防、警察といった公的機関による支援・援助が「公助」です。内閣府の防災白書では公助の限界についての懸念も指摘されています。災害時に国や地方自治体が行う「公助」には限界があり、自身や家族による「自助」と自治会等の地域コミュニティによる

「自助」が重要だと言われる「共助」が重要です。消防で行う降雪防止等の除雪支援についても、公助の限界を踏まえたうえで、あくまで自助・共助が難しい場合に限り、認定をさせていただきます。そのような中でも、例年、猿払自治会や鬼志別西町町内会の方々等には地域の高齢者宅の除雪のご協力をいただき、多大なる貢献をいただいています。誠にありがとうございます。このような「共助」の輪が猿払村に広がることで、誰にでも優しいまちに近づくことを願っています。

今後も消防では、より充実した事業ができるよう努力してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

除雪支援対象者が決定

自助・共助・公助

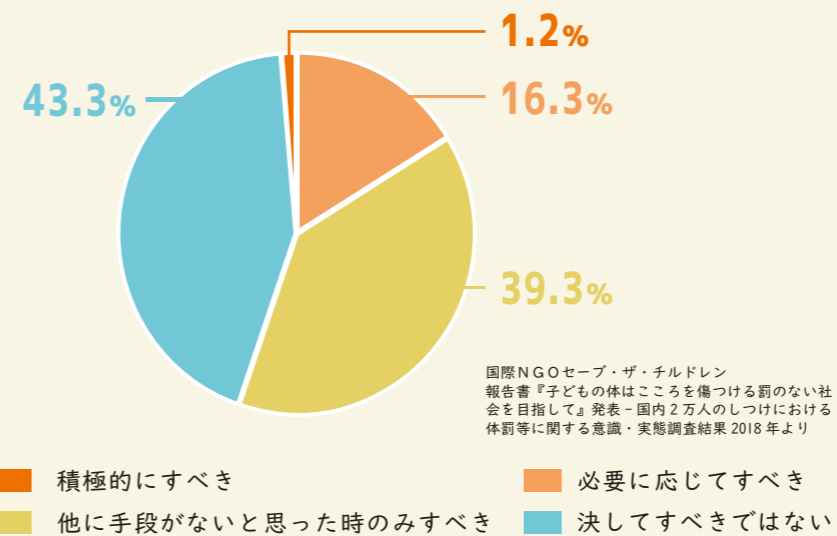


#Maybe...? 体罰はなぜダメなのか

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です

発行：子育て世代包括支援センター

しつけのために子どもに体罰をすることに対して
約6割が肯定（2018年時点）

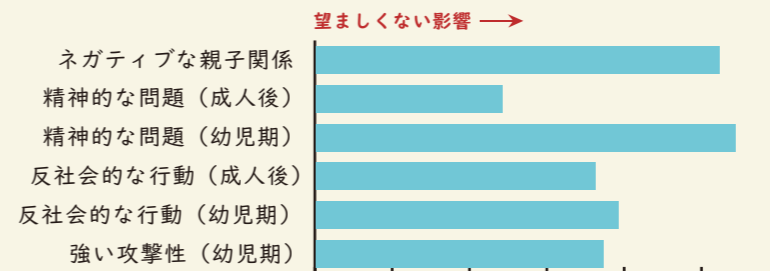


2020年4月に児童福祉法の改正法が施行され、体罰が許されないものとして法定化されました。

「昔は当たり前前に体罰があった」「私たちは体罰を受けて大人になった」など、それぞれの考え方や経験があると思います。が、それはもう通用しません。猿払村の皆さんはどうでしょうか？

親から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、「落ち着いて話を聞けない」「約束を守れない」「ついに集中できない」「我慢できない」「感情をうまく表せない」「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まり、また、体罰が頻繁に行われるほど、そのリスクは高まると指摘する調査研究結果があります。

親による体罰の影響



虐待かもと思った時や、子育てが辛い時などは、下記相談先へご連絡ください。あなたの勇気ある行動が、適切な関わりや支援につながり、悪影響を回復し、あるいは課題を乗り越えて成長するきっかけになります。それぞれ違った悩みがあり、悩みの関わり方に一つ選択肢を増やしませんか？

児童虐待防止法では、違反者には1年以下の懲役または100万円以下の罰則が科されますが、それ以外の罰則は定められていません。

【相談先】
 ■ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189 (いちはやく)
 ■ 北海道旭川児童相談所 稚内分室 ☎ 0162-32-6171
 ■ 保健福祉総合センター ☎ 2-2040
 ■ 鬼志別保育所子育て支援センター ☎ 2-3666
 ■ 浜鬼志別保育所子育て支援センター ☎ 2-2288